

与論中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する本校の考え方

基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

またいじめは、どの生徒に対しても、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめ問題克服のためには、全生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点を持った教育活動の実践が重要である。

このためには、すべての生徒にいじめは決して許されない行為であることの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養っていかねばならない。またいじめの背景にあるストレスとの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力も育んでいく必要がある。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。与論町では、平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行されたことを受けて、平成29年5月に「与論町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）が策定された。令和2年11月の「町基本方針」の改定を踏まえ、本校では、ここにいじめ防止基本方針を改定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) いじめ防止のための組織

ア 名称「いじめ防止対策委員会」

イ 組織構成

校長、教頭、生活指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、SSW, その他, 必要に応じて関係者及び外部の専門家をもって構成する。

ウ 役割

いじめ対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する基盤となる。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う必要があり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。教職員各自がいじめに関する些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、また是对応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告、相談することを原則とする。

また生徒の変容や学習面でのつまずきや悩み等に関する情報を収集・共有し、いじめの未然防止に係る生徒指導の対応も協議し、対応していくものとする。集められた情報は確実に集約・共有化を図るものとする。

エ 具体的実践項目

- ・ いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ いじめの未然防止の具体的な取組の提案
- ・ いじめの対応
- ・ 重大事態への対処
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修
- ・ 年間計画の企画と実施及び進捗のチェック
- ・ 各取組みの有効性のチェック

(4) いじめの防止

ア 全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

- 「いじめとは何か」ということや、「いじめは決して許されない行為である」ということへの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。そのために、教職員が主体となった「居場所づくり」と生徒が主体となった「絆づくり」を推進する。
- 「つらいことがつらい」と言える人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりを進める。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。
- インターネットや携帯電話等を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- 特に配慮が必要な以下の生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・ 不登校傾向があり、学校を休みがちな生徒
 - ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの生徒

- ・ 性同一性障害や、本人の性的指向・性自認(性別に関する自己意識)に配慮が必要な生徒
- ・ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- ・ 本人または家族が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となった生徒、及び家族が新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者である生徒

イ 学校の取組

- 全ての生徒が安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりに努める。
- 日頃から、児童生徒及び保護者との信頼関係を構築する。
- 地域や関係機関との連携を図る。
- いじめの防止のための生徒の自主的な取組を支援する。
- いじめの防止の重要性を、生徒、教職員、保護者等に対し、資料等を活用して啓発する。

(5) いじめの早期発見に向けての取組

ア 早期発見に向けての観点

- 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- 生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的、客観的に把握するために、「学校生活アンケート」等の質問紙を活用する。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもつ。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有していることを踏まえ、アンケート調査や個人面談等から、早期発見に努める。

イ 学校の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談(個人面談)の実施等により、生徒が自らSOS発信しやすい(いじめを訴え、相談しやすい)体制を整えとともに生活の記録や生徒観察等により生徒の変化に気付くよう努め、対応する。
- 生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 地域や家庭と連携して生徒を見守る。

3 与論中学校のいじめ問題への対応体制

いじめ防止対策委員会

未然防止

- 生徒一人一人に自己の存在感や有用感を味わせるとともに「いじめは絶対に許されない」という集団づくりに努める。
 - ・ 生徒の成長や努力を称賛し、行事等で個性を活かして活躍できる場面を意図的に設定する。
 - ・ 「いじめ問題を考える週間」に道徳科に関連した授業を行う。
 - ・ 生徒会活動、学級活動、部活動等においてもいじめを許さない集団づくりを意識する。
- 「生徒一人一人に、自他のかけがえのない生命を尊重する心情や態度を育む」ための指導の徹底を図る。
 - ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、自他のかけがえのない生命を尊重する心情や態度を育む。
- コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決できる自己解決能力を育てる。
 - ・ 学校の教育活動全般において主体的・対話的で深い学びを実践し、コミュニケーション能力の向上を図ると同時に生徒同士のトラブル解決を教師主導のみで解決しない指導を実践する。

早期発見・早期対応

- いじめ問題に関する定期的なアンケート調査を実施し、即時対応に努め、全職員で情報を共有する。
 - ・ 月に一回程度、いじめを把握できるアンケートを実施し、気になる記述等があった場合には即時対応を行う。また週に一回行われるいじめ対策委員会で情報を共有し、対応の検証を行う。
- いじめについての相談体制の充実を図る。
- SC や SSW 及び関係機関との連携を推進する。
- 電話相談窓口（SOS 子どもライン等）の周知を図る。
 - ・ 各種相談窓口の案内を生徒に配布する際に、学級通信や PTA 等でも紹介し、生徒・保護者への周知を徹底する。
- 家庭との連携を推進する。
 - ・ 「いじめに気付く家庭生活でのチェックポイント」を PTA で紹介し、保護者が、生徒の小さい変化も学校に相談できる体制をつくる。

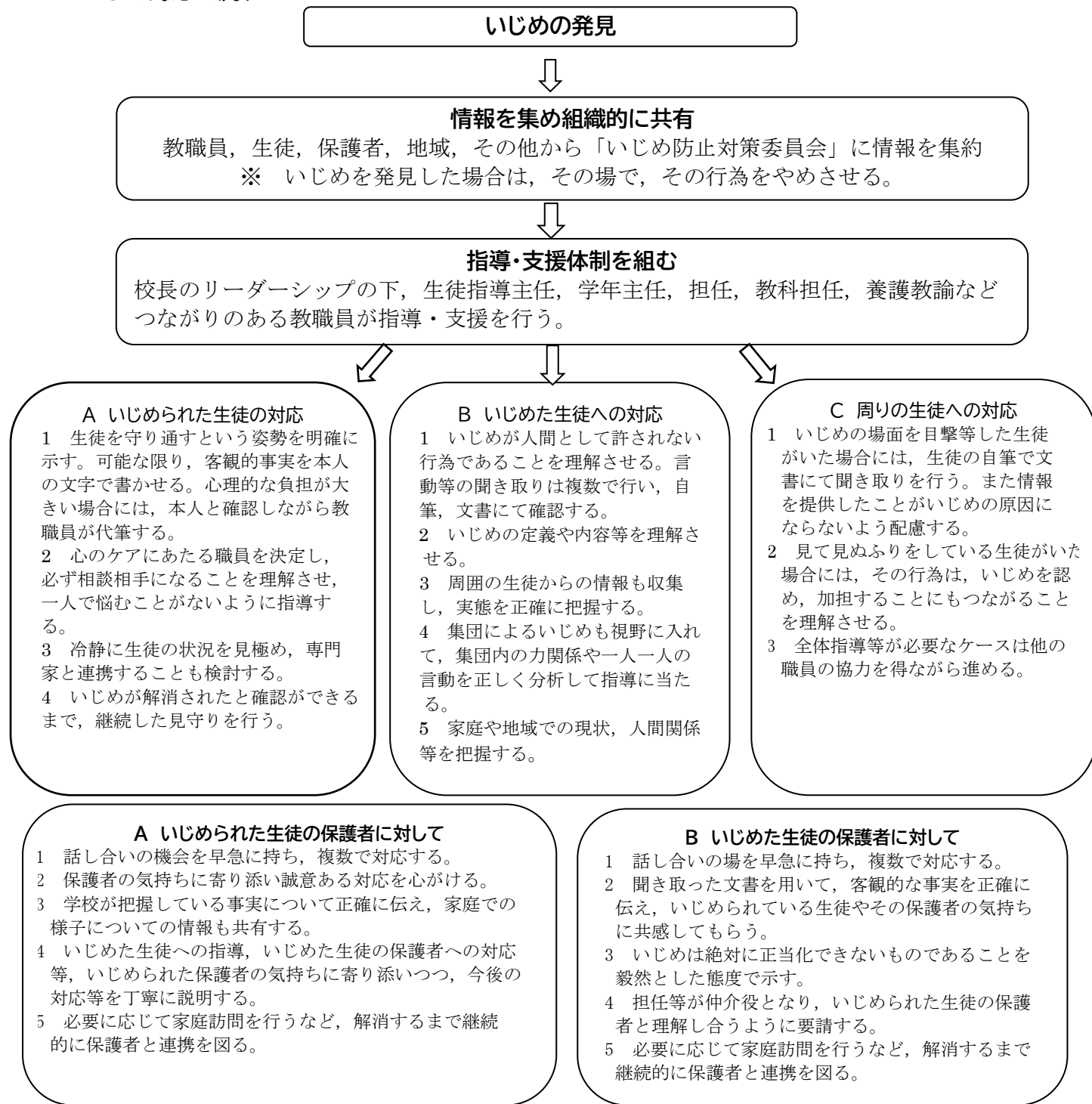
教職員の資質向上

- いじめの定義や、いじめの様態、いじめの認知用法や重大事態への対応等について、十分な共通理解を図る。
 - ・ 年度当初の職員研修等で与論中いじめ対策基本方針を活用し、共通理解を図る。
- 教職員研修を通して、いじめ問題への対処の在り方について共通理解し、実践できる力を高める。
 - ・ 学校での実践事例をもとにした事例研修や国立教育政策研究所の資料等を活用した実践的な研修を行う。
- 生徒の夢実現に向けて、確かな学力をつけさせられる授業力向上を目指す。
 - ・ 授業が分かり、充実した学校生活を送ることがいじめ防止につながるという視点を忘れず、日々の授業を充実させる。
- SC や SSW 等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図る。

4 年間計画

月	活 動 内 容		
	職員の活動内容	生徒の活動内容	学校行事等
4	いじめ基本方針の確認 個に応じた対応の共通理解 いじめ問題を考える週間の取組 家庭訪問や三者面談，学年・学級 PTA で の情報交換 いじめ電話相談窓口の周知	いじめ問題について考える週間	新任式，始業式，入学式 生徒会ガイダンス 部活動オリエンテーション
5	学校生活アンケートの分析・対応 情報モラル指導・スマホ安全教室	学校生活アンケート	集団体験学習，修学旅行，職場 体験学習
6	教育相談の実施 S C との面談に向けた連絡等 期末テスト等での学習状況の把握 学校楽しいーと・SNS チェックシート の分析・対応	教育相談事前アンケート・ 学校楽しいーと・SNS チェックシート 教育相談 S C との面談	奄中総体
7	生命尊重重点週間 学校生活アンケートの分析・対応 学年・学級 PTA での情報交換	生命尊重重点週間 学校生活アンケート スマホ安全教室	合唱コンクール 終業式，集落生徒会 県総体
8	いじめ問題に関する職員研修 いじめ基本方針に関する 1 学期の活動 の評価	三者面談	出校日
9	いじめ問題を考える週間の取組 学校生活アンケートの分析・対応	いじめ問題について考える週間 学校生活アンケート S C との面談	体育大会
10	S C との面談に向けた連絡等 学校生活アンケートの分析・対応	学校生活アンケート	生徒会立会演説会
11	生命尊重重点週間の取組 教育相談の実施	生命尊重重点週間 教育相談事前アンケート，教育相談	文化祭 生徒会引継ぎ式
12	学校楽しいーと・SNS チェックシート の分析 いじめ基本方針に関する 2 学期の活動 の評価 冬休みの巡回補導	人権週間 学校楽しいーと・SNS チェックシート S C との面談	校内駅伝・持久走大会 集落生徒会，終業式
1	教育課程編成作業 学校生活アンケートの分析・対応	学校生活アンケート	私立高校入試開始
2	S C との面談 いじめ基本方針の活動反省と次年度の 活動計画案作成 学校楽しいーとの分析	学校楽しいーと S C との面談	立志式，公立高校推薦入試 集落生徒会
3	小学校との新入生の引継ぎ 高等学校との卒業生の引継ぎ		公立高校入試，合格発表 卒業式，修了式，離任式

5 いじめ対応の流れ



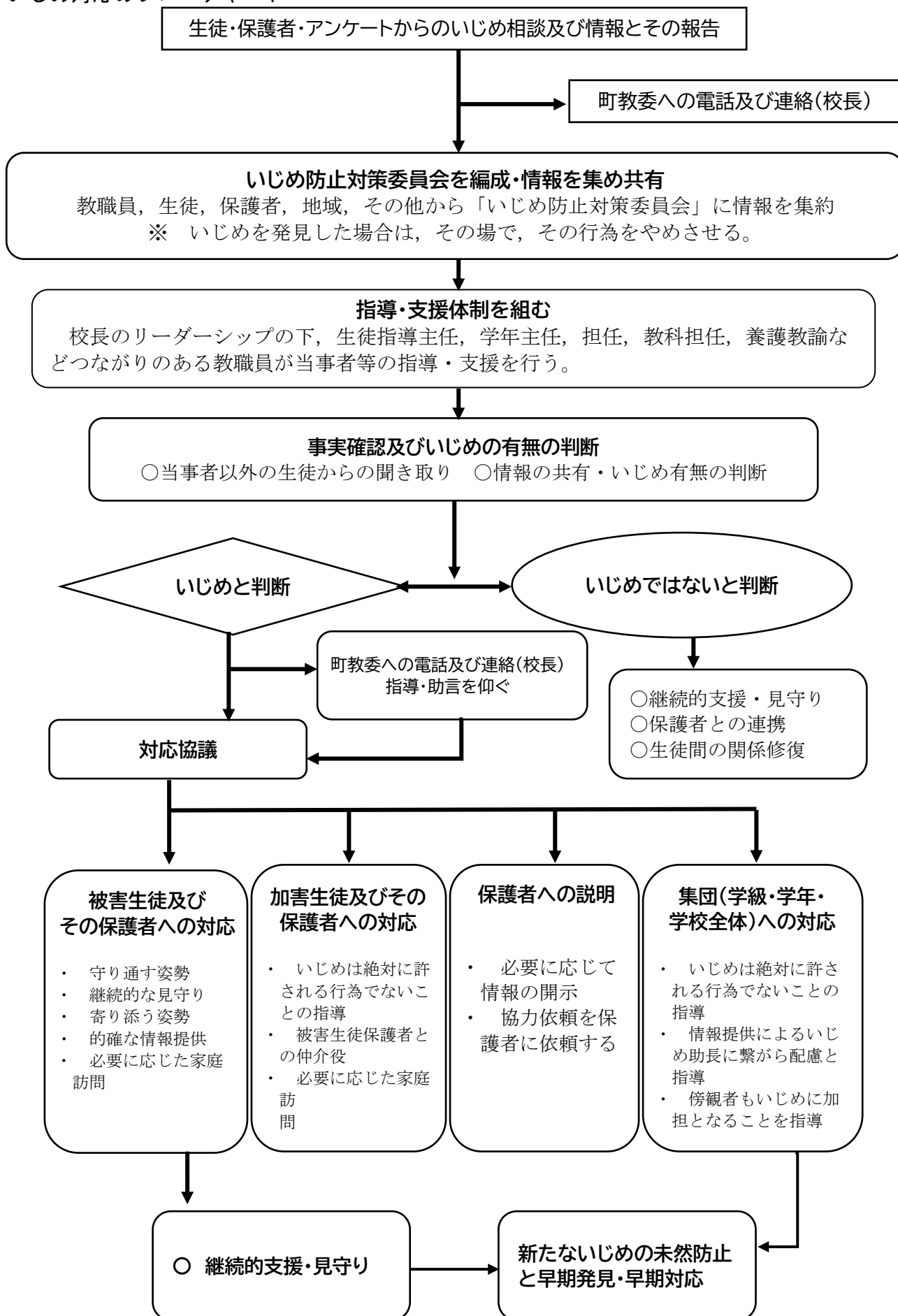
いじめの初期対応の留意点

アンケート等でいじめと疑われる記載があったり、学校生活でいじめと疑われる言動が見られたりする場合には、即時にいじめ対策委員会に情報提供する。初期対応は、いじめ対策委員会が、いじめと判断することを待つのではなく、即時対応を基本とする。さらに情報を収集しながら、臨時のいじめ対策委員会を招集し、対応を協議するものとする。

生徒からの訴えを聞く際には「必ず守り通す」という姿勢を明確に示しつつ、別紙の「聞き取りシート」を活用する。その際、聞き取りシートへの記入は可能な限り本人の自筆とする。

複数の生徒に聞き取りを行う際には、教室を複数に分け別室にて行う。教師も各教室での対応を原則とし、聞き取った内容を照らし合わせ、事実と齟齬がないかの確認を行う。

いじめ対応のフローチャート



6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
※ 自殺の企画によって受けた怪我の大きさが判断基準ではない
- ・ 心身に重大な障害を負った場合（以下は各教育委員会等で重大事態と扱った事例）

リストカットなどの自傷行為 暴行による骨折 暴行による脳震盪
殴られて歯が折れた カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグで回避した
心的外傷後ストレス障害と診断 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた
わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合(以下は各教育委員会等で重大事態と扱った事例)

複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した
スマートフォンを水に付けられ壊された

- ・ 精神症の疾患を発症した場合

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第2号に係る事態)

- ・ 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した場合

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

※ 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。そのためいじめに対する速やかな対応が求められる。また重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

また生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、町教育委員会を通じて、直ちに町長へ報告する。

イ 調査を行うための組織

- 教育委員会の判断により学校主体の場合→ いじめ対策委員会
- 町教育委員会主体の場合 → 与論町いじめ問題調査委員会(条例第19条)

(3) 被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

ア 説明事項

- 調査実施前に、被害生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。
- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害生徒及びその保護者に対しても説明を行う。その際、加害生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

② 調査主体（組織の構成、人選）

被害生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらう。説明を行う中で、被害生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、調整を行う。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示す。調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害生徒・保護者に対して説明する。

④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害生徒・保護者に対して説明する。その際、被害生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害生徒・保護者に対して説明する。説明した際、被害生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行う。

- ・ 被害生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておく。
- ・ 被害生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明する。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明する。
- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明する。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害生徒・保護者の同意を得ておく。

イ 説明時の注意点

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の不適切な対応により被害生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校は詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行う。
- 被害生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎む。
※家庭にも問題がある等の発言（当該生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）

※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進める。
- 被害生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。

(4) 調査の実施

ア 調査実施に当たっての留意事項

- アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的）、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施する。
- 時間が経過するにつれて、生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧にな

り、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努める。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努める。

- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

イ 生徒等に対する調査

- 被害生徒、その保護者、他の在籍する生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。この際、被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。

- 調査においては、加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

ウ 記録の保存

- 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存する。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

※学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。

- これらの記録の廃棄については、被害生徒・保護者に説明の上、行う。（無断で破棄して被害生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある）
また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

エ 調査実施中の経過報告

- 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

オ 分析

- 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

(5) 調査結果の説明・公表

ア 調査結果の報告

- 重大事態の調査結果を示された学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明する。（法第29条から第32条まで）

イ 地方公共団体の長等に対する所見の提出

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校は、このことを、予め被害生徒・保護者に対して伝える。

ウ 被害生徒・保護者に対する情報提供及び説明

- 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行う。
- 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行う。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行う。
- 事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明する。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

(6) 個人情報の保護

ア 結果公表に際した個人情報保護

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断する。
- 学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示する。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

(7) 調査結果を踏まえた対応

ア 被害生徒への支援、加害生徒に対する指導等

- 被害生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害生徒に対する懲戒の検討も適切に行う。

与論中いじめ防止基本方針は以下の方針等に従って策定しています。

- 与論町いじめ基本方針 令和2年11月 与論町教育委員会
- いじめ対策必携 令和2年3月改定 鹿児島県教育委員会
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学

<付記>

- R4.3月 校内生徒指導委員会の方針内容の見直しを行った。

聞き取りシート

シートを記入した日時 月 日 時

年 組 番 氏名

事件等の：【 年 月 日（ ） 午前・午後 : ころ 】

発生日時

どこで：【 】

※ 校外の場合は住宅地図等で確認

だれが：

--

だれと：

--

だれに：

--

何（具体的に）をした（どうなった）：【要確認：どんな方法で？なぜ？その後どうしたのか？等】

☐ 聞き取った内容を本人に再確認しましたか。(チェック) 聞き取り者氏名【 】